

各高齢者サービス事業者 代表者 様

和歌山県福祉保健部 長寿社会課長  
(公印省略)  
介護サービス指導室長  
(公印省略)

県内事業者事業継続推進事業費補助金交付申請について (ご案内)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の適切な実施について、誠に感謝申し上げます。

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている事業者を幅広く支援するため、副知事を本部長とする支援本部を設置し、活用できる支援策を取りまとめ、県内中小企業者等の事業継続のための事業、危機的状況を乗り越えるための事業及び安全・安心を確保するための事業を実施する際に要する経費に対して、標記補助金を交付することとなりました。

つきましては、標記補助金の交付を希望する場合は、下記及び別添の県内事業者事業継続推進事業募集要領(以下「募集要領」という。)をご確認の上、期限内に交付申請書等関係書類を提出いただきますよう、お願いします。

## 記

### 1 補助の対象者 (募集要領 P3~5)

以下の全ての要件に当てはまる者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者 (NPO 法人、一般社団法人、社会福祉法人、医療法人等も対象)

- ① 中小企業基本法 (昭和 38 年法律第 154 号) 第 2 条第 1 項に規定する中小企業者、同条第 5 項に規定する小規模企業者その他これらと同等と認められる者 (中小企業等)
- ② 県内に事務所又は事業所を有する者
- ③ 令和 2 年 2 月から 5 月までの期間におけるいずれかの月の売上高が、前年同月等と比べて 20%以上減少した者 (令和元年 5 月 2 日以降に開業した者については、新規開業特例(募集要領 P5)により計算)  
※ 本店又は主たる事業所が県内にある場合は企業等の全体の売上高で、本店又は主たる事務所が県外にある場合は県内拠点分の売上高のみで比較してください。

### 2 補助対象事業 (募集要領 P6~7)

- ① 事業継続のための事業  
販路開拓、生産性の向上等、新型コロナウイルス感染症の収束後においても事業を継続するための新たな取組
- ② 危機的状況を乗り越えるための事業  
売上向上や消費喚起等、新型コロナウイルス感染症による影響を打破するための新たな取組
- ③ 安全・安心を確保するための事業  
新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための新たな取組 (例: 空気清浄機の設置、アクリルパーティションの設置、サーモグラフィーの購入等 ※マスクの購入は不可)  
※ ただし、次の条件を全て満たすこと。  
ア 補助対象経費 (補助事業の実施に要する経費で、消費税及び地方消費税を除いた額) の総額が 30 万円以上であること。  
イ 国の補助金及び県による他の補助金を充当しないものであること(市町村等からの補助金充当は可)。  
ウ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴って、新たな取組を行うものであること。

### 3 補助事業期間（募集要領 P7）

令和 2 年 4 月 1 日（水）～令和 2 年 12 月 31 日（木）

- ・ 上記の期間内であれば、既に実施した事業も対象になります。
- ・ 期間最終日までには事業を実施の上、経費の支払先への支払まで完了してください。

### 4 補助金の額（募集要領 P8）

補助対象経費の 2 / 3 以内（ただし、上限 100 万円）

### 5 申請手続き

申請は法人単位で行うものとし、1 法人につき 1 回限りの申請となります。

#### ① 受付期間

**令和 2 年 6 月 30 日（火）まで（消印有効）**

#### ② 申請方法

郵送（簡易書留等郵便物の追跡ができる方法で郵送して下さい。）

#### ③ 申請先

〒640-8585 和歌山市小松原通 1 - 1

入所施設・短期入所系・居住系サービス：和歌山県長寿社会課振興班

通所系・訪問系サービス：和歌山県長寿社会課介護サービス指導室

※ 複数の業種を実施している場合（上記高齢者サービス以外の業種を実施している場合を含む。）

は、いずれかの業種の窓口（募集要領 P19～20 に記載）1 か所に申請してください。

#### ④ 提出書類（募集要領 P10～15）

<b>交付申請の日において既に完了</b> （支払まで完了）している事業	<b>交付申請の日において未了である</b> （まだ完了していない）事業
1)和歌山県県内事業者事業継続推進事業費補助金交付申請書	1)和歌山県県内事業者事業継続推進事業費補助金交付申請書
2)事業結果概要書（その1）〔別記第1号様式〕	2)事業計画書〔別記第5号様式〕
3)収支決算書〔別記第2号様式〕	3)収支予算書〔別記第6号様式〕
4)事業収入（売上）を得ていることが確認できる書類（直近の確定申告書別表第一（収受日付印押印のもの）の写し等）（※）	4)事業収入（売上）を得ていることが確認できる書類（直近の確定申告書別表第一（収受日付印押印のもの）の写し等）（※）
5)売上高が前年同月等と比べて 20%以上減少したことが確認できる書類	5)売上高が前年同月等と比べて 20%以上減少したことが確認できる書類
6)経費の精算根拠が確認できる書類	6)経費の積算根拠が確認できる書類
7)誓約書〔別記第3号様式〕	7)誓約書〔別記第3号様式〕
8)役員名簿〔別記第4号様式〕	8)役員名簿〔別記第4号様式〕
9)チェックリスト（その1）	9)チェックリスト(その2)(1.交付申請書類の部分のみ)

※ 確定申告を行っていない法人について、社会福祉法人にあつては事業活動計算書、公益財団法人・公益社団法人にあつては正味財産増減計算書など、直前の事業年度の年間収入が分かる書類を提出してください。

### 6 募集要領、各種様式等について

以下の HP に掲載していますので、ご活用ください。

URL : <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/d00204230.html>

※ 本補助金以外の県独自の事業継続支援金、雇用調整助成金申請サポート、持続化給付金申請サポート等の各種支援策については、以下の HP にてご確認ください。

URL : <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/d00204232.html>

(担当)

入所施設・短期入所系・居住系サービス関係  
長寿社会課 振興班 TEL : 073-441-2519（直通）  
通所系・訪問系サービス関係  
介護サービス指導室 TEL : 073-441-2527（直通）